

第 83 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表 17 の項中「又は児童手当関係情報」を「、児童手当関係情報、年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 19 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報、戸籍関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 21 の項中「及び義務教育就学児」を「、義務教育就学児及び高校生等」に改め、同表 37 の項中「又は児童育成手当関係情報」を「、児童育成手当関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 21 の項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務において利用する特定個人情報に加えるほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 84 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を
次のように改正する。

第 8 条中「株式会社大田まちづくり公社」を「次に掲げるもの」に改め、同条
に次の各号を加える。

- (1) 株式会社大田まちづくり公社
- (2) 羽田エアポートライン株式会社

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新空港線の整備に当たり、任命権者の要請に応じて退職した職員を派遣するこ
とができる特定法人に、羽田エアポートライン株式会社を加えるため、条例を改
正する必要があるので、この案を提出する。

第 85 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように
改正する。

第 7 条第 1 項中「児童相談所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事した」
を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 児童相談所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）

第 11 条第 1 項第 2 号ホに掲げる業務

イ 法第 12 条第 3 項に規定する業務（アに規定する業務を除く。）を行うた
めの家庭訪問、指導、相談等の業務

(2) 法第 41 条に規定する児童養護施設又は法第 44 条に規定する児童自立支
援施設に勤務する職員が、前号アに掲げる業務又は次に掲げる業務に従事し
たとき。

ア 法第 41 条に規定する児童養護施設における児童の入所及び養護並びに
退所した児童に対する相談その他の自立のための援助

イ 法第 44 条に規定する児童自立支援施設における児童の入所、指導及び自
立の支援並びに退所した児童についての相談その他の援助

第 7 条第 2 項第 1 号中「前項第 1 号」を「前項第 1 号ア及び第 2 号」に改め、
同項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 1 号イ」に、「490 円」を「950 円」に改
める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条第2項第2号の改正規定（「490円」を「950円」に改める部分に限る。）並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年4月1日

(経過措置)

2 この条例（前項第1号に規定する改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の勤務に係る児童福祉業務手当から適用し、適用日前の勤務に係る児童福祉業務手当については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までにおいて、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第7条の規定により支給された児童福祉業務手当は、改正後の条例第7条の規定により支給する児童福祉業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

児童相談所の業務のうち、家庭訪問等の業務に従事する職員の児童福祉業務手当の支給額の上限を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 86 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表新空港線整備資金積立基金の項中「新空港線整備資金積立基金」を「新空港線整備及びまちづくり資金積立基金」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新空港線整備資金積立基金の名称を新空港線整備及びまちづくり資金積立基金に改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。